事 務 連 絡 平成23年6月17日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局)食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

避難所等における食中毒の発生防止について

避難所等における食中毒の発生防止の徹底については、本年3月 11 日付け事 務連絡でお願いしているところです。

今般、福島県内の避難所において、県外で調理され、当該避難所に持ち込まれた食事を原因とする食中毒が発生し、患者便及び食品からウエルシュ菌が検出された事例が確認されました。

つきましては、避難所における食中毒の未然防止の観点から、上記事務連絡の 内容に加え、可能な限り、避難者へ提供する食事については、調理後速やかに提 供すること、炊き出しが行われる場合、避難所内の調理施設等を使用し、当日調 理したものであっても提供直前に再加熱の上、提供すること、また前日調理され たものが提供されないよう、避難所の管理者に対し指導方お願いします。